

6 児童発達支援センターに必要な人員・設備について

基本理念や必要とされる機能等を踏まえ、児童発達支援センター（複合施設内で共有する部屋を含む。）内に、次の諸室を整備することが考えられます。

放課後等
デイサービスなど
児童発達支援事業所・

1
2
3
4
5

○業務	内 容	実 施 者
1 障害児相談支援 (必須)	障害児が <u>障害児通所支援</u> を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行う。	相談支援専門員（実務経験、研修修了者）、管理責任者
2 児童発達支援 (必須)	日常生活における基本的動作の指導、生活に必要な知識の技能や集団生活への適応のための訓練を行う。	児童指導員（教職員等）、保育士、機能訓練担当（言語聴覚士・作業療法士、理学療法士等）、栄養士、調理員、嘱託医、管理責任者
3 保育所等訪問支援 (必須)	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。	訪問支援員（保育士等）、臨床心理士、公認心理師、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士等、管理責任者
4 関係機関連携	保健・福祉・子育て・教育部門が一体となって、相互に連携しながら、発達の気になるお子さんに切れ目のない支援を行う。	各部署相談担当職員（保健師、精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士、公認心理師、機能訓練担当専門職、教職員等）
5 家族支援・地域支援	発達の気になる子どもを育てる <u>家族</u> に対して、子どもの「育ち」や「暮らし」を安定させることを目的に支援を行う。また、 <u>障害のある子ども</u> の <u>地域社会への参加</u> 、 <u>包摂を推進</u> する。	各部署支援担当職員（保健師、精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士、公認心理師、機能訓練担当専門職、教職員等）

○設備

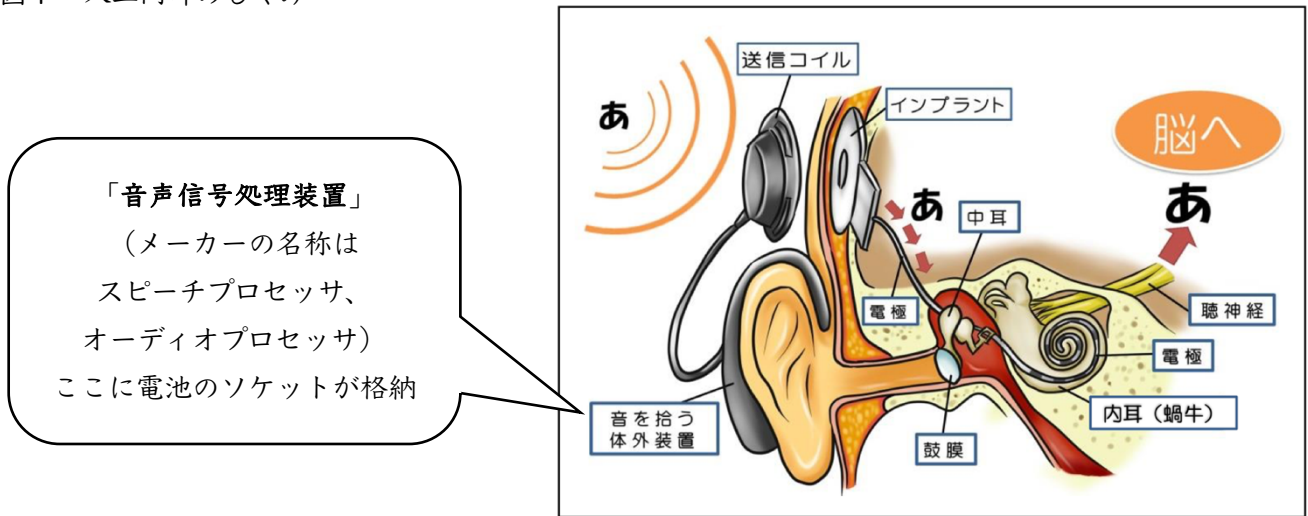
- ・指導訓練室 : 障害児 1 人当たりの床面積は 2.47 m²以上
- ・遊戯室 : 障害児 1 人当たりの床面積は 1.65 m²以上
- ・必要な設備 : 屋外遊技場、医務室、相談室、調理室、便所、その他設備（交流スペース等）

(提言 p.20)

※福祉支援センターの療育部門については、民間事業所で対応していないケアを行うことに重点化するため、児童発達支援センターに職員を集中させるとともに、民間事業所との役割分担を行っていくことを望みます。

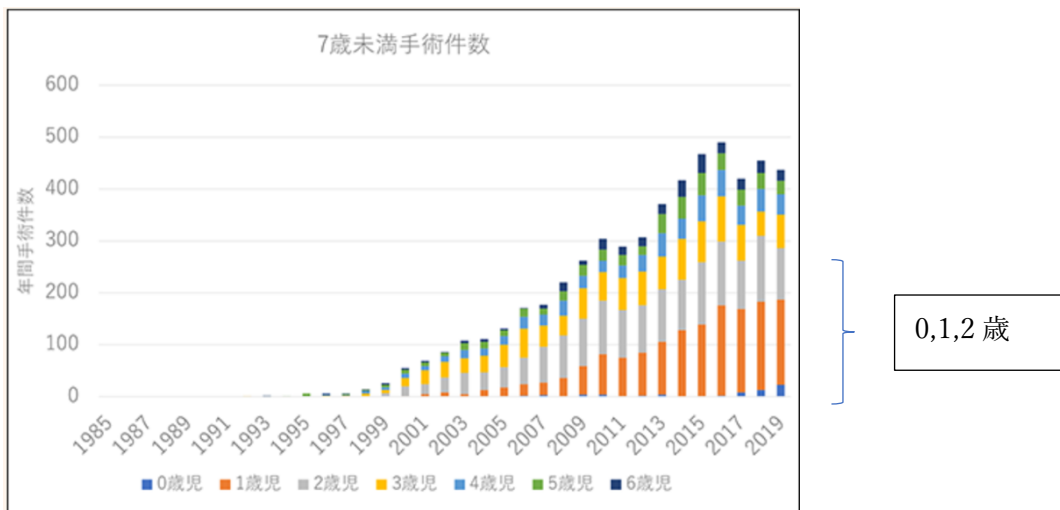
(提言 p.22)

図1 人工内耳のしくみ



出典：埼玉県教育局作成リーフレット「聴覚障害のある子どもの支援のために」

図2 人工内耳手術件数の推移 (7歳未満の小児)



出典：一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会 web サイト
https://www.jibika.or.jp/modules/hearingloss/index.php?content_id=3

図3 人工内耳用電池
 (装着者提供)



【Ⅱ 学校図書館における物的整備の状況(令和元年度末現在)】

※公立学校における状況

(1) 蔵書状況

	学校数	平成30年度末の蔵書冊数	令和元年度中の購入冊数	令和元年度中の寄贈冊数	令和元年度中の廃棄等冊数	令和元年度末の蔵書冊数	令和元年度間の増加冊数	
小学校	18,849	175,385,060	5,516,350	1,571,333	5,695,362	176,777,381	1,392,321	
中学校	9,120	100,096,123	3,451,268	376,645	2,958,968	100,965,068	868,945	
高等学校	3,436	82,799,248	1,569,900	423,729	1,624,851	83,168,026	368,778	
特別支援学校	小学部	860	1,701,687	47,655	22,208	39,938	1,731,612	29,925
	中学部	854	1,291,800	30,425	15,892	27,618	1,310,499	18,699
	高等部	891	1,663,020	41,236	22,724	40,969	1,686,011	22,991
義務教育学校	前期課程	100	954,581	32,292	7,976	20,951	973,898	19,317
	後期課程	100	793,125	27,586	4,717	19,252	806,176	13,051
中等教育学校	前期課程	33	466,496	12,535	13,923	6,320	486,634	20,138
	後期課程	31	556,907	13,595	774	7,063	564,213	7,306

除籍：登録抹消
 廃棄：物理的に捨てること
 ただし、この調査では一括して質問（文科省担当課確認）

(2) 1校あたりの蔵書状況

	学校数	1校あたりの平成30年度末の蔵書冊数	1校あたりの令和元年度中の購入冊数	1校あたりの令和元年度中の寄贈冊数	1校あたりの令和元年度中の廃棄等冊数	1校あたりの令和元年度中の蔵書冊数	1校あたりの令和元年度間の増加冊数	
小学校	18,849	9,305	293	83	302	9,379	74	
中学校	9,120	10,977	378	41	324	11,071	95	
高等学校	3,436	24,098	457	123	475	24,205	107	
特別支援学校	小学部	860	1,979	55	26	46	2,014	35
	中学部	854	1,513	36	19	32	1,535	22
	高等部	891	1,866	46	26	46	1,892	26
義務教育学校	前期課程	100	9,546	323	80	210	9,739	193
	後期課程	100	7,931	276	47	193	8,062	131
中等教育学校	前期課程	33	14,136	380	422	192	14,746	610
	後期課程	31	17,965	439	25	228	18,200	236

※本項目は、「(1) 蔵書状況(令和元年度末現在)」の冊数を、「学校数」で割ったもの。

(3) 学校図書館図書標準の達成状況

	学校数(A)	25%未満の学校数(B)	割合(B/A)	25~50%未満の学校数(C)	割合(C/A)	50~75%未満の学校数(D)	割合(D/A)	75~100%未満の学校数(E)	割合(E/A)	図書標準達成(100%)学校数(F)	割合(F/A)	
小学校	18,849	23	0.1%	109	0.6%	1,101	5.8%	4,200	22.3%	13,416	71.2%	
中学校	9,120	27	0.3%	163	1.8%	942	10.3%	2,416	26.5%	5,572	61.1%	
特別支援学校	小学部	860	264	30.7%	250	29.1%	122	14.2%	91	10.6%	133	15.5%
	中学部	854	526	61.6%	204	23.9%	65	7.6%	28	3.3%	31	3.6%

※本項目の対象は「(1) 蔵書状況(令和元年度末現在)」に同じ。

1冊あたりの単価は小中とも約2000円(全国学校図書館協議会の調査による)

出典：文部科学省 令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」結果について

https://www.mext.go.jp/content/20220124-mxt_chisui01-000016869-1.pdf

(マーキング、コメントは あさの による)

【蔵書点検の役割】

- ① 自館の蔵書が利用価値のあるものであるかの再評価をすること
- ② 図書原簿に記載されている図書が実際にあるかどうか確認することである。

(出典：『司書教諭・学校司書のための学校図書館必携 理論と実践 新訂版』全国学校図書館協議会監修 より引用)

学校図書館図書廃棄規準

1993年1月15日 制定

2021年12月1日 改訂

公益社団法人全国学校図書館協議会

学校図書館には、「教育課程の展開に寄与する」「児童生徒の健全な教養を育成する」目的と、「学習センター」「情報センター」「読書センター」機能がある。このことを達成するためには、児童生徒および教員の利用に役立つ適切な図書館資料の質を高め、量を確保できるように整備しておかなければならない。学校図書館の資料は図書資料をはじめ多種多様な資料群にわたるが、とりわけ図書資料は資料群の中核を成すものである。したがって、学校図書館では、利用者の立場に立って適切で優れた図書の選択収集に努め、かつ常に蔵書の更新を行う必要がある。また、蔵書の管理には一貫性と統一性が保たれなければならない。蔵書の点検評価に伴い図書を廃棄する場合には、個人的な見解によることなく客観性のある成文化した規準にもとづき行わなければならない。

この規準は、学校図書館において蔵書を点検評価し廃棄を行う場合の拠りどころを定めたものである。ただし、電子書籍はこの規準の対象としない。

I 一般規準

次の各項のいずれかに該当する図書は、廃棄して更新の対象とする。

1. 受入後10年経過した図書。
2. 形態的には使用に耐えうるが、記述内容・掲載資料・表記等が古くなり利用価値の失われた図書。
3. 新しい学説や理論が採用されていない図書で、史的資料としても利用価値の失われた図書。
4. 時間経過に伴いカラー図版資料の変色が著しいため、誤った情報を提供することが明白になった図書。
5. 利用頻度の著しく低い複本で保存分を除いた図書。
6. 改訂版や新版が刊行されて、利用価値が失われた旧版図書。
7. 破損・汚損等により書籍としての魅力が失われた図書。
8. 紛失した図書。

II 種別規準

次の種別に属する図書は、「I 一般規準」に加えてそれぞれの種別ごとの各項に該当する場合、廃棄して更新の対象とする。

1. 図鑑
 - 1) 刊行後3年を経ているもので、最近の研究成果にそぐわなくなった図書。
2. ハンドブック・要覧
 - 1) 新版が刊行され利用価値の失われた旧版図書。
3. 歴史書・伝記
 - 1) 新資料の発見等により史実について評価が著しく変わった図書。
4. 地図帳
 - 1) 刊行後3年を経ているもので、記載地名等に変化が生じた図書。

- 5. 旅行案内書
 - 1) 刊行後2年を経ているもので、現状にそぐわなくなった図書。
- 6. 地誌
 - 1) 刊行後3年を経ているもので、現状にそぐわなくなった図書。
- 7. 法律書・法令書
 - 1) 刊行後3年を経ているもので、主要な法律・法令の改正により現状にそぐわなくなった図書。
- 8. 人権関係書
 - 1) 記述内容に人権擁護上の問題が明らかとなった図書。
- 9. 時事問題関係書
 - 1) 刊行後3年を経ているもので、現状にそぐわなくなった図書。
- 10. 学習参考書
 - 1) 刊行後3年を経ているもので、学習の現状にそぐわなくなった図書。
 - 2) 「学習指導要領」準拠図書で、「学習指導要領」の改訂により学習事項やその取り扱いが変わった図書。
- 11. 就職・受験案内書
 - 1) 刊行後2年を経ているもので、現状にそぐわなくなった図書。
- 12. 技術書・実験書
 - 1) 刊行後3年を経ているもので、技術・実験についての記述内容が現状にそぐわなくなった図書。
 - 2) 記述内容に安全上問題であることが明らかとなった図書。
- 13. 公害・環境問題関係書
 - 1) 刊行後3年を経ているもので、最近の研究成果がとりいれられていない図書。
- 14. 料理・服飾関係書
 - 1) 素材・技術・デザイン・流行等が現状にそぐわなくなった図書。
- 15. スポーツ関係書
 - 1) 種目・ルール・技術・用具等が現状にそぐわなくなった図書。
- 16. 辞典
 - 1) 語義・語源・用例等の記述に重大な誤りが発見された図書。
 - 2) 常用漢字や教育漢字表が改訂され、学習の現状にそぐわなくなった図書。

Ⅲ 廃棄の対象としない図書

次の図書は原則として廃棄の対象としない。

- 1) 郷土資料 2) 自校資料

《運用上の留意事項》

- 1. 図書の更新にあたっては、校内に蔵書構成を検討する委員会等を設け、教育課程に適合した蔵書構成となるように組織的に対処する。
- 2. 備品図書の廃棄は、学校設置者が定める条例・規則等にしがって行う。